

定 款

公益社団法人 日本理容美容教育センター

定 款

平成25年 4月 1日

一部改正 平成27年 6月25日

一部改正 令和 7年 6月25日

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）
- 第 2 章 目的及び事業（第 3 条—第 4 条）
- 第 3 章 社員等（第 5 条—第 11 条）
- 第 4 章 社員総会（第 12 条—第 22 条）
- 第 5 章 役員（第 23 条—第 28 条）
- 第 6 章 理事会（第 29 条—第 35 条）
- 第 7 章 顧問（第 36 条）
- 第 8 章 委員会（第 37 条）
- 第 9 章 財産及び会計（第 38 条—第 45 条）
- 第 10 章 事務局（第 46 条）
- 第 11 章 定款の変更及び解散（第 47 条—第 50 条）
- 第 12 章 公告の方法（第 51 条）

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本理容美容教育センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、理容・美容教育の公共的使命を達成するため、理容・美容の通信教育の指導及び実施にあたるほか、理容・美容教育の調査研究及び教材の研究開発並びに理容師・美容師養成施設の教員の養成、教職員の研修及び啓発普及事業その他、理容・美容教育の向上に必要な事業を行うこと等により、理容・美容文化の確立を図り、もって公衆衛生の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行い、社員等はその推進に協力しなければならない。

- (1) 教材の配付、添削その他理容・美容の通信教育の全部又は一部の実施に関する事業
- (2) 理容・美容の教育に関する調査研究事業
- (3) 理容・美容の教育に関する教材の研究開発、作成及び刊行事業
- (4) 理容師養成施設及び美容師養成施設の教員の養成に関する事業
- (5) 理容師養成施設及び美容師養成施設等が行う教職員研修活動の支援に関する事業
- (6) 理容師養成施設及び美容師養成施設の啓発普及及びその支援に関する事業
- (7) 研究会、講演会及び講習会の開催事業
- (8) 諸外国の理容・美容に関する調査等事業

(9) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 社員等

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、次に掲げる普通社員、名誉社員及び準社員（以下「社員等」という。）をもって構成し、社員等の資格等要件は、各号に定めるところによる。

(1) 普通社員

- ア 理容師法（昭和22年法律第234号）に基づき厚生労働大臣または都道府県知事が指定した理容師養成施設の代表者であって、この法人の目的に賛同して入社した者
- イ 美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき厚生労働大臣または都道府県知事が指定した美容師養成施設の代表者であって、この法人の目的に賛同して入社した者

(2) 名誉社員

理容・美容の教育に功労のあったものとして、理事長が推薦し、理事会の決議を得た者

(3) 準社員

(1)の普通社員の資格に該当するが、設置主体が公立の理容師・美容師養成施設であって、かつ、普通社員における入社金及び会費を支払うことが困難な者で、この法人の設立目的に理解があると認められ、理事会の決議を得た者

2 前項の社員等のうち普通社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(社員等の資格の取得)

第 6 条 普通社員又は準社員として入社しようとする者は、理事会において別に定める入社申込書により、理事長に入社の申し込みを行うものとする。

2 普通社員又は準社員として入社しようとする者は、厚生労働大臣または都道府県知事が指定した養成施設ごとに入社の申し込みを行うこととする。ただし、同一養成施設において

理容・美容の両課程を設置する場合は一施設とする。

- 3 普通社員の入社は、入社申込みをした者が代表する理容師養成施設又は美容師養成施設の運営が適正であることにつき、指導調査委員会の意見を聞き、理事会においてその可否を決議し、理事長が本人に通知するものとする。
- 4 準社員の入社は、理事会が別に定める基準により、その可否を決議し、理事長が本人に通知するものとする。
- 5 名誉社員として、理事長が推薦し、理事会の決議を得た者は、前項までの入社手続を要せず、本人の承諾をもって名誉社員となるものとする。

(入社金及び会費)

- 第 7 条 普通社員は、この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、普通社員になった時、社員総会において別に定める入社金を納入しなければならない。
- 2 普通社員は、この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、毎年、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
 - 3 準社員は、この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、毎年、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
 - 4 名誉社員は、入社金及び会費を納入することを要しない。

(任意退社)

- 第 8 条 社員等は、理事会において別に定める退社届を、理事長に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

- 第 9 条 社員等が次のいずれかに該当するに至った場合には、社員総会において、総普通社員の半数以上であって、総普通社員の議決権の3分の2以上の決議によって、その社員等を除名することができる。
- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は社会通念上の公序良俗に反したとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により社員等を除名しようとするときは、社員総会の日1週間前までにその社員等に通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 社員等を除名したときは、その社員に対して、その旨を通知しなければならない。

(資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、普通社員及び準社員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき。
 - (2) 総普通社員が同意したとき。
 - (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 第5条第1項第1号ア又はイに定める代表者でなくなったとき。
 - (6) 準社員は、普通社員となった場合には、準社員の資格を喪失する。
- 2 名誉社員は、前項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合には、名誉社員の資格を喪失する。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員等が前条の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 この法人は、社員等がその資格を喪失しても、既納の入社金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(社員総会の種別)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の構成)

第13条 社員総会は、普通社員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員等の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 役員報酬等に関する規程
- (5) 貸借対照表、損益計算書（活動計算書）及びこれらの附属書類並びに財産目録の承認
- (6) 解散、公益認定の取消し等に伴う贈与及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、6月に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総普通社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する普通社員から、理事に対し会議の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(社員総会の招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を臨時社員総会の日として招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席できない普通社員が書面により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(社員総会の定足数)

第18条 社員総会は、総普通社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(社員総会の議決権)

第19条 社員総会における議決権は、普通社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第20条 社員総会の決議は、総普通社員の議決権の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通社員の半数以上であって、総普通社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う

- (1) 社員等の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の方法に対する損害賠償責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 法人の事業の全部譲渡
- (6) 解散
- (7) 吸収合併
- (8) 公益認定の取消し等に伴う贈与
- (9) 残余財産の帰属

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権の行使並びに議決権の代理行使)

第21条 社員総会に出席できない普通社員は、あらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使し、又は他の普通社員を代理人として議決権の代理行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における第18条及び前条の規定の適用については、その普通社員は出席したものとみなす。

(社員総会の議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名・押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 24 条 普通社員の中から、別表に定める地区ごとに、別に定める理事候補者を選出し、理事会の意見を参考にして、社員総会の決議によって、20名以内の理事を選任する。

- 2 前項のほか、10名以内の理事を選任する。当該理事は、次の各号に掲げる者で、理事会の意見を参考にして、社員総会の決議によって選任するものとする。ただし、1名以上は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第15号に定める者とする。

- (1) 全国理容生活衛生同業組合連合会を代表する者
- (2) 全日本美容業生活衛生同業組合連合会を代表する者

- (3) 保健衛生学、法律学、経済・経営学、行政学等に精通した者
- 3 監事は、次の各号に掲げる者の中から、社員総会の決議によって選任するものとする。ただし、1名以上は公益認定法第5条第16号に定める者とする。
- (1) 理容師・美容師養成施設業務又は理容業・美容業に理解のある者
- (2) 会計経理業務に理解のある者
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において選定する。
- 5 この法人の理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 この法人の監事には、この法人の理事（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。
- 7 他の同一団体（ただし、公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。
- 8 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 役員が、第23条第1項で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任等)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会において、総普通社員の半数以上であって、総普通社員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- 2 前項の場合は、社員総会の決議による前に、社員総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって解職する。

(役員報酬等)

第28条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議によって別に定める役員報酬等に関する規程による。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(理事会の種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事

会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第25条第5項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

2 前条第3項第3号による場合は、当該理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第4号後段による場合は、当該監事が理事会を招集する。

4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が、記名・押印しなければならない。

(理事会の決議の省略)

第35条の2 理事会の決議は、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合に

において、監事が異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 監事が異議を述べた場合は、理事会を開催し、正式な決議を行うものとする。

第 7 章 顧 問

(顧問)

第36条 この法人には、任意の機関として若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任は、理事会の決議によって、任期を定め、たうえで理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な事項について、理事長の求めに応じ意見を述べるができる。
- 4 顧問に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第 8 章 委員会

(委員会の種類)

第37条 この法人には、法人の目的を達成するため、理事会の決議によって、次の委員会を設置する。

- (1) 教科書編纂委員会
 - (2) 指導調査委員会
 - (3) 将来像検討委員会
- 2 各委員会の委員は、理事会の決議に基づき、理事長が委嘱する。
 - 3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第 9 章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入社金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 この法人の事業遂行に要する経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、すみやかに、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時社員総会に提

出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認の決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 削除

第 10 章 事務局

(設置等)

第46条 この法人には、法人の事務を処理するため、別に定める規程に基づく事務局を設置する。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、社員総会において、総普通社員の半数以上であって、総普通社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、内閣総理大臣に届出なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、社員総会において、総普通社員の半数以上であって、総普通社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 解散をした場合には、その清算人は、その解散の日から1ヶ月以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会において、総普通社員の半数以上であって、総普通社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、その公益認定の取消しの日又はその合併の日から 1 箇月以内に、公益認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会において、総普通

社員の半数以上であって、総普通社員の議決権の3分の2以上の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第20号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行うものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、鈴木正壽とし、業務執行理事は、片倉啓介とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年6月25日から施行する。

(別表)

地 区	内 訳 (関係都道府県)	都道府県数
北 海 道 地 区	北海道	1 道
東 北 地 区	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	6 県
関 東 地 区	茨城 栃木 群馬 山梨 埼玉 千葉 神奈川	7 県
東 京 地 区	東京	1 都
信 越 北 陸 地 区	長野 新潟 富山 石川 福井	5 県
東 海 地 区	静岡 愛知 岐阜 三重	4 県
近 畿 地 区	滋賀 京都 兵庫 奈良 和歌山	1 府 4 県
大 阪 地 区	大阪	1 府
中 国 地 区	鳥取 島根 岡山 広島 山口	5 県
四 国 地 区	徳島 香川 愛媛 高知	4 県
九 州 地 区	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	8 県